平成２３年（フ）第７３２２号
大阪市生野区巽南１丁目18番１号　サニーホームズ105号
破産者　桑名　進介
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４３７号
大阪府東大阪市新上小阪16番３―919号、開始決定時の住所大阪府東大阪市西上小阪15番１―202号
破産者　福原　政行
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４７０号
東京都台東区柳橋２丁目16番21―404号ニューシティレジデンス浅草橋、前住所大阪市西区立売堀６丁目７番50―1106号
破産者　スリーピースことイーネクストこと　髙谷　政由
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４７４号
大阪府守口市八島町１番16―501号、前住所京都市南区上鳥羽高畠町89番地　サウスビン603号室
破産者　太田　高志
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４７５号
大阪市東淀川区豊新５丁目13番12号
破産者　田村　　治
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６４０号
大阪市西区北堀江２丁目８番16―701号
破産者　鬼頭　伸和
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９９号
堺市南区新檜尾台２丁１番３―420号
破産者　門谷眞由美
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６８１号
大阪府柏原市今町１丁目２番13―406号
破産者　山田　博幸
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１２１号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目８番５号
破産者　岡本　圭右
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４０６号
堺市堺区今池町６丁３番２―305号
破産者　原　　秀樹
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４２８号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番25―206号、前住所大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目838番地の１　108号
破産者　濵本　信行
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６７号
大阪府和泉市光明台３丁目７番22―401号、前住所堺市南区城山台２丁１―４―307
破産者　橋本　勝利
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５１２号
大阪府柏原市国分本町７丁目１番15号
破産者　杉本　　剛
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５１３号
大阪府柏原市国分本町７丁目１番15号
破産者　杉本　幸子
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国393番地５
破産者　土井　賢治
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１号
北海道小樽市色内１丁目３番19号　ハタ・コーポラス31号、前住所北海道小樽市花園４丁目22番20号　ジョイワーク
破産者　穂刈　勝利
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４０１号
大阪市天王寺区上本町２丁目１番27―1002、開始決定時の住所仙台市若林区連坊小路52番地の２　フローレンス連坊小路ＧＡ113
破産者　原子　貴志
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
仙台市青葉区上杉２丁目４番１―310号、開始決定時の住所仙台市青葉区桜ヶ丘１丁目12番18号
破産者　石川　　淨
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係